の時、御製とて口碑する和歌あり。
記等には記載しありと云ふ。又順德帝河北郡御門村へ遷座事正しき記錄には曾て見にずといへども、御門村廣勝寺寺其の時供奉の官人の寓居せし所を領家村と云ふと也。此のあり。共の皇居ありし所、即ち今の御門村なりと云ふ。又あり。共の皇居ありし所、即ち今の御門村なりと云ふ。又

賤の女が横なし機を立置きて

來て見るもうみ來て見ぬもうみ

共真、不。傷嗟哀慟。 其爲』之 如何。 と是實に その時の、記錄に 宮の址なりと云傳ふ。とあり。是等の傳説にても、 衛又受,重病。留,越後國寺泊浦。凡兩院諸臣存沒之別。彼是 前帝以下別離御悲歎。不」遑。甄錄。羽林依」病。自、路歸京、武 御佐渡國。花山院少將能氏朝臣·左兵衞佐範經·上北面左衞 了」と三州志に自註せしとひとしかるべし。今按するに、佐 論といへども、順德天皇遷幸の徴證を擧けずして、其の時 幸の時は、 しとて、今磯山の中段に平らかなる處ありて、此の地を行 よそほひの間、驛の長菊屋何某が舘の處に皇居を構へ給ひ 經させ給ひて、 て、徴證とすべし。越後名寄にも、順德帝此の時北陸道を 門大夫康光等供奉。女房二人同參。國母修明門院・中宮一品・ 渡遷幸の事は、 勢を不」知とのみいへり。 不」知其時勢云 爾。とあり。平次云ふ。津田氏の 説實に確 曆以後。麥水附,會建曆帝事。 富田景周三州志亦襲,其謬。皆 事。御門村廣勝寺貞享二年記。 陸路通り越後國三嶋郡寺泊まで至らせ、 東鑑に、承久三年七月廿日壬寅陰。新院遷 三嶋郡寺泊浦より佐渡國へ遷御の折、 富田氏の可、徴書なければ不、能、辨 亦不」裁順德天皇駐蹕。然 御船

記せしものなるべし。
記せしものなるべし。
記せしものなるべし。
記せしものなるべし。
記せしものなるべし。

O六枚町

考すべし。 整に依つて名付けたるよしいへり。實にさる事にや。尚追 数に依つて名付けたるよしいへり。實にさる事にや。尚追 数に依つて名付けたるよしいへり。實にさる事にや。尚追

〇六枚町光德寺

當國加賀郡木越村に創立。六世玄順之時、同郡二日市村へ東派眞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開祖は觀行坊、

移轉し、 立す。 また能州七尾光德寺記には、文永十一年富樫入道佛誓の孫 嶋に一宇建立す。利長卿入國の後、元七尾城山に寺地拜領 富樫泰家出家の後木越邑に建立し、其の後永正年中高田門 文永は文明の誤ならんか。三州志犍嚢餘考には、 一向門徒と成り、光德寺宗性と號し、 又金澤六枚町光徳寺の祖も、 徒の害を避けて能州に移る。今能州七尾にあり。西派なり。 し、所口に築城の頃、今の寺地拜領す。とあり。按するに、 ふ。と註せり。 亂世に及び、永正年中彼地を立退き、能州へ來り、黑 七世慶順慶安四年金澤今之地へ再轉す。とあ 明德三年に木越に建立すと云 河北郡木越坊舎を建 光徳寺は bo

〇木越光德寺傳略

越に住し、天正の初め湖水を激入して堡を築き、河北郡の水。長享の頃、今能登七尾なる西派光德寺、加州河北郡木が、當國を押領せし賊徒の魁首なり。三州志の故壚考に云め、當國を押領せし賊徒の魁首なり。三州志の故壚考に云め、當國を押領せし賊徒の魁首なり。三州志の故壚考に云め、當國を押領せし賊徒の魁首なり。三州志の故壚考に云が、本願寺派の門徒一揆取卷城攻の段に、木越光德寺或は城、本願寺派の門徒一揆取卷城攻の段に、木越光徳寺或は